

胎内農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する 異議の申出について

胎内市公告第 27 号で公告した胎内農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案について、農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記により胎内市に異議を申し出ることができます。

記

1 申出及び問い合わせ先

〒959-2693

胎内市新和町 2 番 10 号 胎内市役所 農林水産課 農業企画係

電 話 0254-43-6111 (内線 1247)

F A X 0254-43-6979 E-mail nouseil@city.tainai.lg.jp

2 異議申出期間

令和 8 年 2 月 10 日 (令和 8 年 1 月 26 日 (縦覧期間満了の日) の翌日から起算して 15 日目) まで。
ただし、天災その他やむを得ない事由がある場合は、その事由がやんだ日の翌日から起算して 1 週間以内に申出を行ってください。

なお、郵送により異議の申出をしたときには、その郵送期間は算入しません。

3 申出に当たっての注意事項

(1) 異議の申出方法

ア 意義の申出方法は、前記の窓口へ持参又は郵送のいずれかの方法とし、電話又は F A X での異議は受け付けません。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印してください。

ウ 異議申出人が法人その他の財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申し出するときには、その資格を証明する書面を添付してください。

(ア) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

(イ) 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

(ウ) 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

(エ) 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

(オ) 異議申出の趣旨及び理由

(カ) 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

(キ) 異議申出の年月日

(2) 補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

(3) 異議申出の取り下げ

異議の申出は、その異議の申出に対する決定があるまでの間は、取り下げすることができます。なお、この取り下げは書面により行ってください。

(4) 異議申出の決定

異議の申出に対する決定は、農用地利用計画の変更案の縦覧期間満了後 60 日以内に異議申出人に決定書を送付します。